



お知らせ・募集・掲示板

問合せ先：幸手市社会福祉協議会
☎43-3277 Fax40-1460

桜ふれあいサービス事業

日常生活において、主として家事の援助を希望する世帯（利用会員）と、サービスを提供する市民の方（協力会員）との住民相互の助け合い活動を会員登録制で行っている有料の家事援助サービスです。

《利用できる方（利用会員）》

幸手市にお住まい（一部例外あり）の当会員世帯で、次のいずれかに該当する世帯

○65歳以上で家事が困難な高齢者のみの世帯

○障がいをお持ちの方がいる世帯（持つ方）

○就学前の乳児のいる世帯

○ケガや退院後の世帯

○市内の病院に入院している方

○その他

《協力会員》
心身共に健全で社会福祉及び事業を理解し、熱意をもつて事業に協力してくださる方

《協力会員への活動費》
協力会員には、利用料金に準じて、活動費をお支払いします。

協力会員を募集しています！
お気軽にお問い合わせください。

《サービス内容》

利用会員様へのサービスです。ご家族へのサービスは行いません。

○食事の支度 ○買い物 ○掃除

○保育 ○洗濯

○話し相手（他のサービスと併用）
○その他

《サービス提供時間》

原則として平日（月曜日～金曜日）の午前8時30分から午後5時の間で、必要な曜日・時間。

※土・日・祝日、12月29日から1月6日までは休業。

※時間外・休日は、応相談。

《利用料金》

平日午前8時30分～午後5時
・1時間700円。

・30分350円。

土日祝日及び年末年始、右記時間
帯以外の時間

・30分400円

※保育は人数により料金が異なります。

※協力会員一人当たりの料金です。
家事と保育両方の場合協力会員は、
2人以上派遣することになります。

赤ちゃん用品券 配付の「案内」

▼配付対象 市内在住で、平成22年8月1日～11月30日に出産された

相談に応じます。

▼相談日 毎月第2・4木曜日

▼場所 幸手市社会福祉協議会相

▼申請期間 12月1日～12月28日

（土・日・祝日を除く）

※予約は要りません。
電話相談もお受けします。

心配」と相談

日常生活中での悩みごと心配ごと等、1日でも早く解決出来るよう

相談に応じます。

▼相談日 每月第2・4木曜日

▼場所 幸手市社会福祉協議会相

▼時間 午後1時～午後4時

▼相談日 每月第2・4木曜日

▼場所 幸手市社会福祉協議会相

ボランティア相談

ボランティアを必要としている方、活動に参加したい方の相談をお受け

いたします。

活動に参加したい方の相談をお受け

いたします。

ボランティアを必要としている方、活動に参加したい方の相談をお受け

いたします。

ボランティアを必要としている方、活動に参加したい方の相談をお受け

いたします。

ボランティアを必要としている方、活動に参加したい方の相談をお受け

いたします。

ボランティアを必要としている方、活動に参加したい方の相談をお受け

いたします。

次回の社協さって市の発行は3月1日となります。

